

新小学校 1 年生指定校変更 よくある質問

Q. 入学前に別の学区に転居を予定しています。転居後の学区の学校に指定校変更申立書を提出する必要はありますか？

A. 入学前に転居し、転居後の学区の学校に進学する場合、指定校変更申立書の提出の必要はありません。転居時に自動的に新しい住所の学校が指定されます。4月の入学後に転居を予定しているが、転居前の住所から新しい住所の指定校に通学を希望する場合、指定校変更申立書の提出が必要になります。

Q. 就学相談中で、隣接学区の学校の特別支援学級に進学する予定ですが、指定校変更申立書を提出する必要はありますか？

A. 特別支援学級に通学するため隣接学区の学校に進学する場合、指定校変更申立書を提出する必要はありません。

Q. 直線距離で指定校より近い学校がありますが、指定校変更はできますか？

A. 直線距離ではなく、指定校への決められた通学路と希望校へ安全に通学できる道を比較して、2倍かつ500m以上（又はいずれか）の差がある場合に指定校変更の申立てができます。

Q. 友人宅を一時帰宅先として指定校変更することは可能ですか？

A. 児童の一時帰宅先として長期間責任を持っていただくという観点から、友人宅は一時帰宅先として認めていません。

Q. 一時帰宅先の証明書類は、どのようなものが必要ですか？

A. 3親等以内の親族宅：近親者の預かり同意書

保護者の勤務先又は店舗：在職証明書及び保護者の就労、営業、預かりスペースの有無について、状況を確認できるもの（図面・写真等）

学童クラブ等：在職証明書及び利用確実な場合に限り、それを証する書類（学童クラブの申請書（写）等）及び理由書

Q. 一時帰宅先となる勤務先又は店舗は、どのような場所でも問題ないのですか？

A. 保護者等の目が届き、かつ空調やスペース等子どもを預けられる十分な環境であることが必要です。図面や写真等を確認した結果、一時帰宅先として認めない判断をする可能性があります。

Q. 学童クラブが一時帰宅先として認められる例はどういう場合ですか？

A. 送迎の際に、指定校学区内の学童クラブより希望校学区内の学童クラブの方が大幅に近い場合など、その学童クラブを利用する客観的な合理性があると認められる場合です。申立ての際は、状況に応じて理由書等を添付してください。